

宝 塚 市
新ごみ処理施設等整備・運営事業

入札説明書

令和3年8月

宝塚市

目次

I	本書の位置付け	1
II	事業の概要	2
III	入札参加に関する条件等.....	5
IV	入札の手續等	10
V	事業者の選定	19
VI	提案に関する条件.....	20
VII	落札者決定後の手續.....	25
VIII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	27
IX	その他	27
別紙1	事業スキーム図.....	28
別紙2	モニタリングの手續及び委託料の減額方法.....	29

入札説明書等で用いる用語を以下のとおり定義する。

- 本市 : 宝塚市をいう。
- 本事業 : 宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業をいう。
- 整備 : 本施設の設計及び建設（既存施設の解体を含む）をいう。
- 運営 : 本施設の運営（運転、維持管理、補修、経営等を含む）をいう。
- 特定事業の選定 : 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条に規定されている事項。本事業においては、PFI事業に準じたDBO方式を採用することから、これにより実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
- 提案書 : 要求水準書を基に入札参加者が市へ提出する本施設の整備及び運営に関する提案図書をいう。
- エネルギー回収推進施設 : 本市から発生する燃やすごみ、可燃粗大ごみ、マテリアルリサイクル推進施設からの残渣、及びし尿処理施設からのし渣等を処理するとともに、処理に伴い発生するエネルギーを回収し発電等を行う施設をいう。現行の循環型社会形成推進交付金制度における「エネルギー回収型廃棄物処理施設」として整備を行うものである。
- マテリアルリサイクル推進施設 : 本市から発生する不燃粗大ごみ、小型不燃ごみ、かん・びん、ペットボトル、プラスチック類等を破砕・選別・圧縮・梱包・保管する施設をいう。現行の循環型社会形成推進交付金制度における「マテリアルリサイクル推進施設」として整備を行うものである。
- 仮設リサイクル処理場 : 既存粗大ごみ処理施設の解体からマテリアルリサイクル推進施設の竣工までの整備期間中において、本市から発生する粗大ごみ（可燃・不燃）、小型不燃ごみ、かん・びん、ペットボトル、プラスチック類等を破砕・選別・圧縮・梱包・保管する仮設の処理場をいう。現行の循環型社会形成推進交付金制度における「マテリアルリサイクル推進施設」として整備を行うものである。
- し尿処理施設 : 本市から発生するし尿、浄化槽汚泥の処理を行う施設をいう。
- 管理棟 : 事務室、研修室、会議室、休憩室、更衣室等、本市が本施設を管理するための施設をいう。
- 外構施設等 : 構内道路、駐車場、構内排水設備、植栽、門囲障等をいう。
- その他施設 : 管理棟、外構施設等、収集車車庫・収集作業員詰所、憩いの広場を総称していう。
- 本施設 : 本事業において整備するエネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設、仮設リサイクル処理場、し尿処理施設、その他施設を総称していう。
- DBO方式 : Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
- SPC : 選定された入札参加者の構成企業が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
- 事業者 : 本市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された入札参加者の構成企業及びSPCで構成される。
- 設計企業 : 事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。
- 建設企業 : 事業者のうち本施設の建設を行う者をいう。
- 運営企業 : 事業者のうち本施設の運営を行う者をいう。
- 入札参加者 : 本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
- 構成企業 : 入札参加者を構成する企業をいう。
- 代表企業 : 入札参加者を代表する企業をいう。SPCの最大出資者となる。
- 構成員 : 構成企業のうち、SPCに出資を行う企業をいう。
- 協力企業 : 構成企業のうち、SPCに出資を行わない企業をいう。
- 建設JV等 : 本市と工事請負契約を締結する、設計企業と建設企業による共同企業体をいう。また、共同企業体を設立せず、エネルギー回収推進施設の建設を担当する建設企業が元請となり、他の企業がその下請けとなる形態を取る場合の、元請企業単体も含むものとする。
- 基本協定 : 市と落札者が、事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定めるものをいう。
- 基本契約 : 事業者が本事業を一括で発注するために、本市と事業者で締結する契約をいう。
- 工事請負契約 : 本事業における整備の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設JV等が締結する契約をいう。
- 運営委託契約 : 本事業における運営の実施のために、基本契約に基づき、本市とSPCが締結する契約をいう。
- 特定事業契約 : 基本契約、工事請負契約及び運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
- 設計施工監理（モニタリング） : 事業者が実施する整備及び運営の実施状況についての本市が行う監理（モニタリング）をいう。（建築士法に定められる「工事監理」は含まないものとする。）
- 工事監理 : 本事業において事業者が作成する実施設計図書と工事とを照合し、実施設計図書のとおりにより工事が実施されているかいないかを確認することをいい、建築士法で定められる「工事監理」をいう。本事業はDBO方式により実施するものであるため、建築士法に定められる工事監理は事業者の所掌とする。

I 本書の位置付け

本入札説明書は、本市が本事業を実施する事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に配布するものである。

なお、本入札説明書に併せて配付する要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本仮契約書（案）、工事請負仮契約書（案）、運営委託仮契約書（案）、その他これらに付属又は関連する資料も本入札説明書と一体の資料とする。

また、入札説明書等と先に市が公表した「実施方針」及び「実施方針への質問・意見に対する回答」、「要求水準書（案）」、「要求水準書（案）への質問・意見に対する回答」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するものとする。

- ・ 要求水準書〔共通編、整備編、運営編〕
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 基本仮契約書（案）
- ・ 工事請負仮契約書（案）
- ・ 運営委託仮契約書（案）

II 事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設及びし尿処理施設）

(3) 公共施設等の管理者

宝塚市長 山崎 晴恵

(4) 事業目的

本事業は、昭和 63 年に運転を開始したごみ焼却施設、平成 2 年に稼動した粗大ごみ処理施設、し尿処理施設など、経年的な施設の老朽化や大規模改修等を繰り返すことによるコストの増大化、また循環型社会形成のための新たな分別・処理方法等への対応が困難になっている本市のごみ処理施設を整備し、循環型のまちづくりに寄与し、安全で環境保全に優れ、安定した稼働を実現し、経済性・効率性に優れた新しい「宝塚市クリーンセンター」の整備及び運営を行うものである。

併せて、本事業において、本市が本施設の整備及び運営の業務を民間事業者に一括かつ長期的に委ねることにより、民間事業者が創意工夫をし、本施設の市財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

(5) 事業内容

ア 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という）に準じて実施する事業であり、事業者が、本市の所有となる本施設について整備、運営を一括して受託する DBO 方式とする。

イ 契約の形態

(ア) 本市と事業者は、基本協定を締結する。

(イ) 基本協定に基づいて、基本契約を締結する。

(ウ) 基本契約に基づいて、本市は、建設 J V 等と本事業に係る工事請負契約を締結する。

(エ) 基本契約に基づいて、本市は、SPC と運営委託契約を締結する。

(オ) 基本契約、工事請負契約、運営委託契約の 3 つの契約をまとめた特定事業契約の各々についての締結主体を「別紙 1 事業スキーム図」に示す。

ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

(ア) 整備期間 : 令和 4 年 10 月～令和 14 年 9 月（10 年間）

ただし、以下の各号に定める期日までに各施設の整備を完了させるものとする。

- <事前工事> : 令和6年3月まで
- ① 仮設リサイクル処理場の整備
- <第Ⅰ期工事> : 令和9年9月まで
- ② 既存粗大ごみ処理施設、既存し尿処理施設の解体
- ③ エネルギー回収推進施設の整備
- ④ し尿処理施設の整備
- <第Ⅱ期工事> : 令和13年3月まで
- ⑤ 既存焼却施設の解体
- ⑥ マテリアルリサイクル推進施設の整備
- <第Ⅲ期工事> : 令和14年9月まで
- ⑦ その他施設の整備、既存管理棟の解体

(イ) 運営期間 : 令和6年4月～令和29年9月(23年6か月)

各施設の竣工後、以下の各号に定める期間において各施設の運営を行うものとする。

- ① 仮設リサイクル処理場 : 令和6年4月～令和13年3月(7年間)
- ② エネルギー回収推進施設 : 令和9年10月～令和29年9月(20年間)
- ③ し尿処理施設 : 令和9年10月～令和29年9月(20年間)
- ④ マテリアルリサイクル推進施設 : 令和13年4月～令和29年9月(16年6か月間)
- ⑤ その他施設 : 令和14年10月～令和29年9月(15年間)

エ 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、本市に引継ぐものとする。

オ 事業の対象となる業務範囲

業務範囲は要求水準書に示す。

カ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

(ア) 本施設の整備に係る対価

本市は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設JV等に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(イ) 本施設の運営に係る対価

本市は、事業者が実施する本施設の運営業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、消費者物価指数などに基づき、年に1回改定することができるものとする。なお、委託料は、固定料金と変動料金(ごみの処理量等に応じて変動)で構成されるものとする。

キ 本市が申請を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、交付金の申請を予定している。交付金の申請等の手続きは本市において行うが、建設JV等は申請手続きに必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

(6) 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

Ⅲ 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者の構成企業は、設計企業、建設企業及び運営企業を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、次の(ア)から(エ)に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 入札参加者は、本市との交渉窓口となる構成企業1社を「代表企業」として定める。なお、「代表企業」は、本施設のうち、エネルギー回収推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業とする。

(イ) 入札参加者の構成企業は、本事業の設計業務、建設業務又は運営業務を行う企業のうち、SPCに出資する構成員及びSPCに出資しない協力企業から構成されるものとする。なお、構成員のみで入札参加者を構成することも可能とする。

(ウ) 設計企業、建設企業及び運営企業については、以下の役割ごとに分割し、各々を担当する複数の企業により構成されることを認めるものとする。

<設計企業>

- ① 建屋の設計を担当する設計企業
- ② エネルギー回収推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業
- ③ マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業
- ④ 仮設リサイクル処理場のプラント設備の設計を担当する設計企業
- ⑤ し尿処理施設のプラント設備の設計を担当する設計企業
- ⑥ 既存施設の解体設計を担当する設計企業
- ⑦ その他施設（管理棟、外構施設等）の設計を担当する設計企業

<建設企業>

- ⑧ 建屋の建設を担当する建設企業
- ⑨ エネルギー回収推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業
- ⑩ マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業
- ⑪ 仮設リサイクル処理場のプラント設備の建設を担当する建設企業
- ⑫ し尿処理施設のプラント設備の建設を担当する建設企業
- ⑬ 既存施設の解体工事を担当する建設企業
- ⑭ その他施設（管理棟、外構施設等）の建設を担当する建設企業

<運営企業>

- ⑮ エネルギー回収推進施設の運営を担当する運営企業
- ⑯ マテリアルリサイクル推進施設の運営を担当する運営企業
- ⑰ 仮設リサイクル処理場の運営を担当する運営企業
- ⑱ し尿処理施設の運営を担当する運営企業
- ⑲ その他施設（管理棟、外構施設等）の運営を担当する運営企業

(エ) 構成企業のうち、前(ウ)②、③、④、⑨、⑩、⑪、⑮、⑯、⑰の担当となる企業は、SPCに出資する構成員とする。

- イ 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議の上、これを決定する。
- ウ 落札者は、仮契約締結時までにはSPCを宝塚市内において設立するものとする。
- エ 入札参加者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は出資者の中で最大とする。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

ア 共通の要件

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (ウ) 代表企業については、本市の令和2・3年度入札参加資格を有していること。

イ 設計企業の個別の要件

設計企業のうち、建屋の設計を担当する設計企業、エネルギー回収推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業、マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業、既存施設の解体設計を担当する設計企業は、以下の要件を満たすものとする。

- (ア) 建屋の設計を担当する設計企業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) エネルギー回収推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。
 - ① 以下の②～⑤のすべての要件に当てはまるストーカ式焼却方式の施設の設計実績を1件以上有すること。
 - ② 直近10年間の竣工（完成）実績であること。
 - ③ 1炉につき100t/24h以上とし、2炉構成以上であること。
 - ④ ボイラータービン式発電設備であること。
 - ⑤ 1年以上の稼働実績を有すること。
- (ウ) マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。
 - ① 以下の②、③の要件に当てはまるマテリアルリサイクル推進施設の設計実績を1件以上有すること。
 - ② 施設の処理能力が、20t/5h以上であること。
 - ③ 1年以上の稼働実績を有すること。
- (エ) 既存施設の解体設計を担当する設計企業にあつては、以下の実績を有すること。
 - ① 地方公共団体の一般廃棄物処理施設に係る解体設計の実績（建設及び解体工事一括の発注実績も可とする）を1件以上有すること。

ウ 建設企業の個別の要件

建設企業のうち、建屋の建設を担当する建設企業、エネルギー回収推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業、マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業、既存施設の解体を担当する建設企業にあつては、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 建屋の建設を担当する建設企業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) エネルギー回収推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業、及びマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) エネルギー回収推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 1,000 点以上であること。

(エ) エネルギー回収推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。

- ① 以下の②～⑤のすべての要件に当てはまるストーカ式焼却方式の建設実績を 1 件以上有すること。
- ② 直近 10 年間の竣工（完成）実績であること。
- ③ 1 炉につき 100 t /24h 以上とし、2 炉構成以上であること。
- ④ ボイラータービン式発電設備であること。
- ⑤ 1 年以上の稼働実績を有すること。

(オ) マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。

- ① 以下の②、③の要件に当てはまるマテリアルリサイクル推進施設の建設実績を 1 件以上有すること。
- ② 施設の処理能力が、20 t /5h 以上であること
- ③ 1 年以上の稼働実績を有すること。

(カ) 既存施設の解体工事を担当する建設企業にあつては、以下の実績を有すること。

- ① 以下の②、③の要件に当てはまる解体工事の実績を 1 件以上有すること。
- ② 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 13 年 4 月 25 日厚生労働省基発 401 号の 2）に基づき、地方自治体発注の工事で元請として、ごみ焼却施設（一般廃棄物処理施設）の解体工事の実績を有すること。
- ③ ダイオキシン類業務作業指揮者を配置できること。

エ 運営企業の個別の要件

運営企業は、以下の（ア）の共通の要件を満たすこと。なお、エネルギー回収推進施設の運営を担当する運営企業、マテリアルリサイクル推進施設の運営を担当する運営企業、仮設リサイクル処理場の運営を担当する運営企業、し尿処理施設の運営を担当する運営企業については、（イ）の個別の要件について、担当する運営業務の要件を満たすものとする。

（ア）運営企業の共通の要件

- ① すべての運営企業は、廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。
- ② すべての運営企業は、本施設の運営に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(イ) 運営企業の個別の要件

- ① 運營業務に係る現場総括責任者を、仮設リサイクル処理場の試運転開始までに配置できること。
- ② エネルギー回収推進施設の運営を担当する運営企業にあつては、以下の(a)～(c)のすべての要件に当てはまるストーカ式焼却方式の一般廃棄物を対象とした全連続式焼却炉の運転管理実績を1件以上有していること。
 - (a) 1炉につき100t/24h以上とし、2炉構成以上であること。
 - (b) ボイラータービン式発電設備であること。
 - (c) 1年以上の稼働実績を有すること。
- ③ エネルギー回収推進施設の運営を担当する運営企業にあつては、廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の責任者の経験を有する技術者をエネルギー回収推進施設の試運転開始までに配置し、なおかつ運営開始後3年間以上配置できること。
- ④ マテリアルリサイクル推進施設の運営を担当する運営企業及び仮設リサイクル処理場の運営を担当する運営企業にあつては、一般廃棄物を対象とした不燃・粗大・容器包装リサイクル施設の運転管理実績を1件以上有していること。
- ⑤ マテリアルリサイクル推進施設の運営を担当する運営企業及び仮設リサイクル処理場の運営を担当する運営企業にあつては、廃棄物処理施設技術管理者(破碎・リサイクル施設)の資格を有する技術者を施設の試運転開始までに配置できること。
- ⑥ し尿処理施設の運営を担当する運営企業にあつては、廃棄物処理施設技術管理者(し尿・汚泥再生処理施設)の資格を有する技術者を施設の試運転開始までに配置できること。

(3) 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 本市において指名停止期間中である者
- ウ 清算中の株式会社である企業については、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされている者
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づき再生手続き開始の申立がなされている者
- オ PFI法第9条の規定に該当する者
- カ 本事業に係る支援事業に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所。また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者若しくは当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう)
- キ 「宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という)」の委

員と資本面及び人事面において関連のある者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

(5) 予定価格

入札参加者は、予定価格の上限の範囲内で提案すること。

61,357,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

IV 入札の手続等

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、施設整備能力、運営能力、事業計画能力及び本市の財政支出額等を総合的に評価（「総合評価一般競争入札」：地方自治法施行令第167条の10の2）して決定する。

2 事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール

募集及び選定にあたっては、次の手順及びスケジュール（予定）にて行う。

表1 募集・選定スケジュール

令和3年 8月 2日	入札公告（入札説明書等の公表※）
令和3年 8月 11日～令和4年 3月 28日	現地見学会
令和3年 8月 3日～23日	質問の受付（第1回）
令和3年 9月 16日	質問回答の公表（第1回）
令和3年 10月 7日～11日	参加表明書、資格審査申請書類受付
令和3年 11月 4日	資格審査結果の通知
令和3年 11月 5日～22日	質問の受付（第2回）
令和3年 12月 23日	質問回答の公表（第2回）
令和4年 3月 29日～31日	入札書類の受付
令和4年 6月 中旬	ヒアリング
令和4年 6月 下旬	落札者の決定及び公表
令和4年 7月 下旬	基本協定締結
令和4年 8月 下旬	仮契約締結
令和4年 9月 末頃	本契約締結

※要求水準書の添付資料は、格納したDVDを希望者に手渡しする。要求する場合は「添付資料請求書兼誓約書」【様式1】に必要事項を記入の上、電子メールに同様式を添付し、クリーンセンター施設建設課に送信すること。また、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

なお、添付資料の請求を認めるのは、以下の条件を満たす企業に限る。

①事業への参加を検討しているもの

②参加資格要件に示す代表企業に相当するもの

資料の取り扱いには十分に注意し、本件以外には使用しないこと。

3 応募手続き等

(1) 現地見学会の開催

現地見学を希望する者を対象に、現地見学会を開催する。なお、現地見学会において、入札説明書等の配布は行わないため、参加者各自で用意すること。

ア 開催日

令和3年8月11日（水）～令和4年3月28日（月）の午前8時から午後4時まで

※午前11時から正午まで及び午後4時から翌日午前8時まで及び土曜日・日曜日・祝日は除く。

イ 開催時間

現地見学会申込書を提出した者に対して、開催日時及び集合時間を電子メールにて通知する。原則として、雨天決行とする。

ウ 現地見学会申し込みに係る提出書類及び提出方法

見学希望日の1週間前までに【様式2】に記入の上、電子メールに添付し、本市事務局に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

なお、現地見学会申込書は、以下の両方に該当する企業のみ提出を可とする。(参加者の所属を代表企業に限るものではない。)

- ①事業への参加を検討しているもの
- ②参加資格要件に示す代表企業に相当するもの

エ 提出期間

令和3年8月2日(月)～令和4年3月21日(月)午後4時

ただし、正午から午後1時まで及び午後5時から翌日午前9時までを除く。

※上記期間について受付時間は、午前8時から午後4時までとするが、午前11時から正午まで及び午後4時から翌日午前8時まで及び土曜日・日曜日・祝日は除く。

(2) 入札説明書等に対する質問の受付(第1回)

入札説明書等に対する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和3年8月3日(火)～令和3年8月23日(月)午前11時

※上記期間について受付時間は、午前8時から午後4時まで(受付期間最終日は、午前11時まで)とするが、午前11時から正午まで及び午後4時から翌日午前8時まで及び土曜日・日曜日・祝日は除く。

イ 提出方法

質問の提出方法は、原則として、【様式3-1～様式3-5】に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel形式)を添付し、本市事務局に送信して提出すること。なお総容量は10メガバイト以内に留意すること。また、郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存したCD-Rを同封し、受付期間に必着とすること。なお、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

○E-mail : m-takarazuka0285@city.takarazuka.lg.jp

○郵送先 : 〒665-0827 宝塚市小浜1丁目2番15号

宝塚市 環境部 クリーンセンター 施設建設課

○電話番号 : 0797-84-6363

(3) 入札説明書等に対する質問回答の公表(第1回)

提出された入札説明書等に対する質問の回答は、令和3年9月16日(木)から本市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(4) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

入札参加者は、下記ウに示す書類(正1部、写し3部、電子データCD-R等2部)を本市へ郵

送により提出すること。

ア 受付期間

令和3年10月11日(月)午後4時 必着

※上記期間について受付時間は、午前8時から午後4時までとするが、午前11時から正午まで及び午後4時から翌日午前8時まで及び土曜日・日曜日・祝日は除く。なお、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

イ 受付場所

○〒665-0827 宝塚市小浜1丁目2番15号

宝塚市 環境部 クリーンセンター 施設建設課

○電話番号：0797-84-6363

ウ 提出書類

(ア) 参加表明書【様式4-1】

(イ) 参加資格審査申請書【様式4-2】

(ウ) 入札参加者の構成企業表【様式4-3】

(エ) 委任状(構成企業から代表企業への委任)【様式4-4】

(オ) 委任状(代表企業代表者から(復)代理人への委任)【様式4-5】

(カ) 入札参加者の制限事項確認書【様式4-6】

(キ) 各業務を行う企業の実績等を証する書類【様式4-7～様式4-9】

(ク) 上記様式に添付する資料

(5) 参加資格審査の結果通知

参加資格審査の結果については、令和3年11月4日(木)までに入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、提案者名等を併せて通知するため、入札書類の作成に用いること。なお、参加資格を確認された入札参加者数等については公表しない。

(6) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査の結果通知により、参加資格がないと認められた入札参加者の代表企業は、令和3年11月5日(金)から令和3年11月12日(金)からまでの午前8時から午後4時まで(ただし、午前11時から正午まで及び午後4時から翌日午前8時まで及び土曜日・日曜日・祝日は除く)の間に、書面(様式自由。ただし、入札参加者の代表企業印を要する)を本市へ持参により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、令和3年11月19日(金)までに入札参加者の代表企業へ送付する。

(7) 入札説明書等に対する質問の受付(第2回)

入札説明書等に対する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和3年11月5日(金)～令和3年11月22日(月)午前11時

※上記期間について受付時間は、午前8時から午後4時まで(受付期間最終日は、午前11時まで)とするが、午前11時から正午まで及び午後4時から翌日午前8時まで及び土曜

日・日曜日・祝日は除く。

イ 提出方法

質問の提出方法は、原則として、【様式 3-1～様式 3-5】に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル (Microsoft Excel 形式) を添付し、本市事務局に送信して提出すること。なお総容量は 10 メガバイト以内に留意すること。また、郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存した CD-R を同封し、受付期間に必着とすること。なお、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

○E-mail : m-takarazuka0285@city.takarazuka.lg.jp

○郵送先 : 〒665-0827 宝塚市小浜 1 丁目 2 番 15 号

宝塚市 環境部 クリーンセンター 施設建設課

○電話番号 : 0797-84-6363

(8) 入札説明書等に対する質問回答の公表 (第 2 回)

提出された入札説明書等に対する質問の回答は、令和 3 年 12 月 23 日 (木) から本市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(9) 入札の辞退

参加資格の確認を認められた入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、入札辞退届【様式 5】を本市へ持参により提出すること。

なお、入札を辞退した場合に、今後、本市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

(10) 入札書類の受付

参加資格の確認を認められた入札参加者は、下記ウに示す入札書類を様式集の記載要領に従い作成し、本市へ持参又は郵送により提出すること。また、提出の際は事前に市に連絡し、持参の際は市が指定した時間帯に来庁すること。

ア 受付期間

令和 4 年 3 月 29 日 (火) ～令和 4 年 3 月 31 日 (木) 午前 11 時

※上記期間について受付時間は、午前 8 時から午後 4 時まで (受付期間最終日は、午前 11 時まで) とするが、午前 11 時から正午まで及び午後 4 時から翌日午前 8 時まで及び土曜日・日曜日・祝日は除く。なお、郵送の場合、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

イ 受付場所

○〒665-0827 宝塚市小浜 1 丁目 2 番 15 号

宝塚市 環境部 クリーンセンター 施設建設課

ウ 入札書類

- | | |
|-------------------------|-----|
| (ア) 入札書類提出届【様式 6-1】 | 1 部 |
| (イ) 要求水準に関する誓約書【様式 6-2】 | 1 部 |
| (ウ) 企業名対応表【様式 6-3】 | 1 部 |

- (エ) 入札書【様式 7】 1 部
- (オ) 整備に係る対価（施設整備費）内訳書【様式 8】 1 部
- (カ) 提案書【様式 9-1～様式 9-19】 正 1 部、副 15 部
- (キ) 基本設計図書 正 1 部、副 15 部
- (1) 表紙【様式 10】
- (2) 要求水準に対する設計調書【要求水準書に対し追記・削除箇所を見え消し表示したもの。】
- (3) 各施設共通の基本設計図書

書類名称	記載する内容
1) 施設概要説明書	(1) 施設全体配置図 (2) 全体動線計画
2) 建築工事関係	(1) 外構設計図 (2) 植栽計画図 (3) 見学者ルート計画図 (4) 施設パース 第Ⅰ期工事期間中のもの：アイレベル 1 面（東側前面道路北端から） 第Ⅱ期工事期間中のもの：アイレベル 1 面（東側前面道路北端から） 第Ⅲ期工事期間中のもの：アイレベル 1 面（東側前面道路北端から） 竣工時のもの：鳥瞰図 2 面、アイレベル 4 面（東側前面道路北端からの近景、東側前面道路南端からの近景、西側河川敷道路からの近景、西側対岸からの中遠景） (5) 残置する地下工作物の範囲及び存置理由説明書

(4) エネルギー回収推進施設の基本設計図書

書類名称	記載する内容
1) 施設概要説明書	(1) 各設備概要説明 ① 主要設備概要説明書 ② 各プロセスの説明書 ③ 独自の設備の説明書 ④ 焼却炉制御の説明書（炉温制御、蒸気発生量制御等） ⑤ 排ガス処理装置の説明書（排ガス温度制御を含む） ⑥ 蒸気発生量制御の説明書（場内余熱利用の方法を含む） ⑦ 省エネ及び温室効果ガス削減の説明書 ⑧ 非常措置に対する説明書 ⑨ 緊急時（地震災害や浸水災害等）の対応説明書
2) プラント工事関係	(1) 設計計算書 ① 性能曲線図 ② 各種フロー図 ③ 物質収支（ゴミ・燃料・空気・排ガス・水・薬品・灰・蒸気・復水、給排水、排水処理） ④ 熱収支（熱清算図） ⑤ 発電効率計算書 ⑥ 用役収支 ⑦ 火格子燃焼率 ⑧ 燃焼室熱負荷 ⑨ ボイラ関係計算書 ⑩ 容量計算書、性能計算書 ⑪ その他必要なもの (2) 各階機器配置図及び主要断面図 (3) 計装制御系統図 (4) 電算機システム構成図 (5) 電気設備主要回路単線系統図 (6) 負荷設備一覧表 (7) 工事工程表 (8) 実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む）
3) 建築工事関係	(1) 建築意匠設計図 (2) 防火・防臭区画図 (3) 各種工事計画書（仮設工事、安全計画を含む） (4) 色彩計画図（着色立面図にマンセル記号を示したもの等） (5) 負荷設備一覧表 (6) 建築設備機器一覧表 (7) 建築内部、外部仕上表 (8) 工事工程表

(5) マテリアルリサイクル推進施設の基本設計図書

書類名称	記載する内容
1) 施設概要説明書	(1) 各設備概要説明 ① 主要設備概要説明書 ② 各プロセスの説明書 ③ 独自の設備の説明書 ④ 処理不適物に対する運転説明書 ⑤ 省エネ及び温室効果ガス削減の説明書 ⑥ 非常措置に対する説明書 ⑦ 緊急時（地震災害や浸水災害等）の対応説明書
2) プラント工事関係	(1) 設計計算書 ① 各種フロー図 ② 物質収支（ごみ・資源物・残渣、給排水、排水処理） ③ 用役収支 ④ 容量計算、性能計算 (2) 各階機器配置図及び主要断面図 (3) 計装制御系統図 (4) 電算機システム構成図 (5) 電気設備主要回路単線系統図 (6) 負荷設備一覧表 (7) 工事工程表 (8) 実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む）
3) 建築工事関係	(1) 建築意匠設計図 (2) 防火・防臭区画図 (3) 各種工事計画書（仮設工事、安全計画を含む） (4) 色彩計画図（着色立面図にマンセル記号を示したもの等） (5) 負荷設備一覧表 (6) 建築設備機器一覧表 (7) 建築内部、外部仕上表 (8) 工事工程表

(6) 仮設リサイクル処理場の基本設計図書

書類名称	記載する内容
1) 施設概要説明書	(1) 各設備概要説明 ① 主要設備概要説明書 ② 各プロセスの説明書 ③ 独自の設備の説明書 ④ 処理不適物に対する運転説明書 ⑤ 省エネ及び温室効果ガス削減の説明書 ⑥ 非常措置に対する説明書 ⑦ 緊急時（地震災害や浸水災害等）の対応説明書
2) プラント工事関係	(1) 設計計算書 ① 各種フロー図 ② 物質収支（ごみ・資源物・残渣、給排水、排水処理） ③ 用役収支 ④ 容量計算、性能計算 (2) 各階機器配置図及び主要断面図 (3) 計装制御系統図 (4) 電算機システム構成図 (5) 電気設備主要回路単線系統図 (6) 負荷設備一覧表 (7) 工事工程表 (8) 実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む）
3) 建築工事関係	(1) 建築意匠設計図 (2) 防火・防臭区画図 (3) 各種工事計画書（仮設工事、安全計画を含む） (4) 色彩計画図（着色立面図にマンセル記号を示したもの等） (5) 負荷設備一覧表 (6) 建築設備機器一覧表 (7) 建築内部、外部仕上表 (8) 工事工程表

(7) し尿処理施設の基本設計図書

書類名称	記載する内容
1) 施設概要説明書	(1) 各設備概要説明 ① 主要設備概要説明書 ② 各プロセスの説明書

	③ 独自の設備の説明書 ④ 省エネ及び温室効果ガス削減の説明書 ⑤ 非常措置に対する説明書 ⑥ 緊急時（地震災害や浸水災害等）の対応説明書
2) プラント工事関係	(1) 設計計算書 ① 各種フロー図 ② 物質収支（し尿・空気・水・薬品・残渣、給排水、排水処理） ③ 用収支 ④ 容量計算、性能計算 (2) 各階機器配置図及び主要断面図 (3) 計装制御系統図 (4) 電算機システム構成図 (5) 電気設備主要回路単線系統図 (6) 負荷設備一覧表 (7) 工事工程表 (8) 実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む）
3) 建築工事関係	(1) 建築意匠設計図 (2) 防火・防臭区画図 (3) 各種工事計画書（仮設工事、安全計画を含む） (4) 色彩計画図（着色立面図にマンセル記号を示したもの等） (5) 負荷設備一覧表 (6) 建築設備機器一覧表 (7) 建築内部、外部仕上表 (8) 工事工程表

(8) 解体撤去工事の基本設計図書（施工計画を含む）

書類名称	記載する内容
1) 工事概要説明書	(1) ごみ焼却施設除染計画 (2) アスベスト除去計画 (3) 解体撤去計画（解体方法・手順・使用重機等） (4) 汚染土壌対策・埋設廃棄物対策計画 (5) 工事工程表
2) 施工計画書	(1) 解体撤去工事施工計画 ① サンプルング、分析計画 ② 仮設防護計画（各レベル毎） ③ 汚染物除去作業計画 ④ 施設養生計画 ⑤ 粉じん防止計画 ⑥ 解体・搬出計画

(9) 運営業務に関する図書

書類名称	記載する内容
受入管理業務実施計画書	・業務実施体制表（構成・人数等） ・受付管理計画 ・案内指示計画
運転管理業務実施計画書	・業務実施体制表（構成・人数等） ・運転管理計画
維持管理業務実施計画書	・業務実施体制表（構成・人数等） ・点検・検査計画 ・補修・更新計画 ・中長期修繕・改修計画
環境管理業務実施計画書	・環境保全計画 ・作業環境保全計画
発電業務実施計画書	・発電業務事務手続き計画書
情報管理業務実施計画書	・情報管理計画
見学者・来場者対応要領書	・業務実施体制表（構成・人数等） ・見学者対応計画
関連業務実施計画書	・清掃要領・体制 ・防火管理・防災管理要領・体制 ・施設警備防犯要領・体制

(ク) 上記（カ）～（キ）を記録した電子データ（CD-R等）

5部

(11) 基礎審査

本市は、入札参加者から提出された入札書類が落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしているか否かを審査し、その確認の結果が失格の場合には、入札参加者の代表企業に対し通知する。

(12) ヒアリングの実施

提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを令和 4 年 6 月に実施する。詳細については、追って通知する。なお、ヒアリングに出席しない場合又はヒアリングに対する回答がない場合は、失格とする。

(13) 開札

開札は、入札参加者の代表企業の代表者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者の代表企業の代表者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。（開札への立会を希望する場合は、事前に連絡すること。）

ア 開札日時

詳細は追って通知する。

イ 開札場所

〒665-0827 宝塚市小浜 1 丁目 2 番 15 号
宝塚市 環境部 クリーンセンター 施設建設課

4 入札参加に関する事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等の内容を承諾したものとみなす。

(2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(4) 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

(5) 入札書類の取扱い

ア 著作権

入札書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本市は、本事業の公表その他本市が必要と認める場合、落札者の入札書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の入札結果の公表（審査講評等）以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(6) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札した入札。
- イ 入札金額を訂正した入札。
- ウ 入札に際し不正の行為があったとき。
- エ 入札書記載の金額その他必要な事項が不明なとき。
- オ 記名押印のない入札。
- カ その他入札に関する条件に違反したとき。

(8) 入札延期、中止または取消

入札の執行は、本市の都合で延期または中止もしくは取消しすることができる。この場合において、入札参加者が損失を受けても本市は補償の責を負わない。

V 事業者の選定

1 審査に関する基本的な考え方

(1) 事業提案内容の審査

事業提案の審査は、知識経験者で構成される選定委員会において行う。なお、本事業の落札者決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、当該委員に対して、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(2) 審査手順に関する事項

ア 参加資格審査

本市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがい、選定委員会において総合評価により入札書類の審査を行い、最優秀提案を選定し、本市に提言する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準」に示すとおりとする。

エ 審査結果

本市は審査委員会の提言を受けて事業者を決定し、審査結果及び選定結果を公表する。

VI 提案に関する条件

1 計画地に関する事項

(1) 本施設

表2 計画地に関する事項

所在地	兵庫県宝塚市小浜1丁目2番15号
敷地面積	3.1ha（都市計画範囲）約2.7ha（本工事範囲）
都市計画区域区分	都市計画区域内
用途地域	準工業地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・河川保全区域に一部指定あり（西側敷地境界より約20mの範囲） ・緑化率について（下記条例及び景観計画を参照）概略は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①環境の保全と創造に関する条例関係（兵庫県条例） <ul style="list-style-type: none"> ・屋上面積の20%以上 ・空地面積の50%以上 ②宝塚市景観計画関係 <ul style="list-style-type: none"> ・緑視率を20%以上道路側において確保する。 ただし、敷地の状況により緑視率が確保できない場合は、緑被率を20%以上確保する。 ・道路に面して樹木を植栽する。 等

(2) 設計・建設業務（事前調査等を含む）に関する提案の条件

要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

(3) 運營業務に関する提案の条件

要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

(4) 事業計画に関する提案の条件

ア 施設整備費

本市は、本事業の施設整備費について、建設JV等の事業者を支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

イ 委託料

本市は、本事業の委託料を運営期間にわたりSPCに支払う。

委託料は、固定料金（一般廃棄物の処理量等に関わらず発生する人件費や補修費等であり、施設毎に全ての支払い回において同額とする。）及び変動料金（処理対象物の処理量等に応じて変動する薬剤費や光熱水費等であり、各施設の処理対象物毎のトンあたり単価とする。また、売電量 1kWh 当たり 0.1 円（税抜き）の売電収益インセンティブを与えるため、これを考慮すること。）から構成されており、表 3 に示す単価等を提案すること。

表 3 委託料に関して提案を求める事項

施設区分	提案を求める事項	支払対象期間
エネルギー回収推進施設	<ul style="list-style-type: none"> 固定料金 1（四半期あたりの料金） 変動料金 1（燃やすごみに対するトンあたりの単価） 	令和 9 年度第 3 四半期分（令和 9 年 10 月 1 日～12 月末日）を初回として、以後年 4 回、令和 29 年度第 2 四半期分（令和 29 年 7 月 1 日～9 月末日）までの計 80 回
マテリアルリサイクル推進施設	<ul style="list-style-type: none"> 固定料金 2（四半期あたりの料金） 変動料金 2-1（粗大ごみ（可燃・不燃）に対するトンあたりの単価） 変動料金 2-2（小型不燃ごみに対するトンあたりの単価） 変動料金 2-3（かん・びんに対するトンあたりの単価） 変動料金 2-4（ペットボトルに対するトンあたりの単価） 変動料金 2-5（プラスチック類に対するトン当たりの単価） 変動料金 2-6（紙・布に対するトン当たりの単価） 	令和 13 年度第 1 四半期分（令和 13 年 4 月 1 日～6 月末日）を初回として、以後年 4 回、令和 29 年度第 2 四半期分（令和 29 年 7 月 1 日～9 月末日）までの計 72 回
仮設リサイクル処理場	<ul style="list-style-type: none"> 固定料金 3（四半期あたりの料金） 変動料金 3-1（粗大ごみ（可燃・不燃）に対するトンあたりの単価） 変動料金 3-2（小型不燃ごみに対するトンあたりの単価） 変動料金 3-3（かん・びんに対するトンあたりの単価） 変動料金 3-4（紙・布に対するトン当たりの単価） 	令和 6 年度第 1 四半期分（令和 6 年 4 月 1 日～6 月末日）を初回として、以後年 4 回、令和 13 年度第 4 四半期分（令和 14 年 1 月 1 日～3 月末日）までの計 28 回
し尿処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 固定料金 4（四半期あたりの料金） 変動料金 4-1（し尿に対する kL あたりの単価） 変動料金 4-2（浄化槽汚泥に対する kL あたりの単価） 変動料金 4-3（濃縮汚泥に対する kL あたりの単価） 	令和 9 年度第 3 四半期分（令和 9 年 10 月 1 日～12 月末日）を初回として、以後年 4 回、令和 29 年度第 2 四半期分（令和 29 年 7 月 1 日～9 月末日）までの計 80 回
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> 固定料金 5（四半期あたりの料金） 	令和 14 年度第 3 四半期分（令和 14 年 10 月 1 日～12 月末日）を初回として、以後年 4 回、令和 29 年度第 2 四半期分（令和 29 年 7 月 1 日～9 月末日）までの計 60 回

※上記委託料には、人件費、修繕費、光熱水費、SPC 経費など、本事業の実施に必要な全ての費用が含まれる。

※固定料金については、各支払い回（四半期）における料金を提案すること。

委託料は、物価変動に基づき年一回改定するものとし、次式のとおり、応募者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とするが、この際に、 (I_{n-1}/I_4) または $(I_{n-1}/I_{n'-1})$ が 0.985～1.015 の範囲内であるときは改定しない。物価変動の判断に用いる指数としては、消

費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）とすることを原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して運営委託契約に定める。

【初回の改定】

$$P_n = P_i \times \frac{I_{n-1}}{I_4}$$

P_n : 改定後の令和 n 年度の委託料（固定料金または変動料金）

P_i : 提案による委託料（固定料金または変動料金）

I_{n-1} : 令和（ $n - 1$ ）年度の指標値の平均

I_4 : 令和 4 年度の指標値の平均

なお、固定料金、変動料金とも 1 円未満の端数は切り捨てとする。

【2回目以降の改定】

$$P_n = P_{i'} \times \frac{I_{n-1}}{I_{n'-1}}$$

P_n : 改定後の令和 n 年度の委託料（固定料金または変動料金）

$P_{i'}$: 前回改定後の委託料（固定料金または変動料金）

I_{n-1} : 令和（ $n - 1$ ）年度の指標値の平均

$I_{n'-1}$: 前回改定時に用いた指標値

なお、固定料金、変動料金とも 1 円未満の端数は切り捨てとする。

入札価格の算定にあたっては、令和 9 年度から令和 29 年度までの間、次頁に示す「処理対象物の将来推計値」に示す処理量があるものとする。

表4 エネルギー回収推進施設の処理対象物の将来推計値

(単位：t)

年度	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29
燃やすごみ	-	-	-	23,753	47,398	47,289	47,180	47,029	46,878	46,727	46,575	46,424	46,262	46,100	45,938	45,776	45,614	45,450	45,285	45,121	44,956	44,792	44,619	22,223

表5 マテリアルリサイクル推進施設の処理対象物の将来推計値

(単位：t)

年度	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29
粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	-	2,944	2,933	2,923	2,913	2,902	2,892	2,881	2,871	2,860	2,850	2,840	2,829	2,819	2,809	2,799	2,788	1,389
小型不燃ごみ	-	-	-	-	-	-	-	988	981	974	967	960	954	947	941	935	929	922	917	910	905	899	893	444
かん・びん	-	-	-	-	-	-	-	2,018	2,005	1,992	1,980	1,968	1,957	1,945	1,933	1,921	1,910	1,899	1,888	1,877	1,866	1,857	1,846	918
ペットボトル	-	-	-	-	-	-	-	570	569	569	568	568	566	565	564	563	562	561	559	558	557	556	554	276
プラスチック類	-	-	-	-	-	-	-	2,004	1,988	1,972	1,958	1,943	1,928	1,914	1,900	1,886	1,873	1,860	1,847	1,834	1,821	1,809	1,796	892
紙・布	-	-	-	-	-	-	-	56	55	55	54	54	54	53	53	53	52	52	52	51	51	51	51	25

表6 仮設リサイクル処理場の処理対象物の将来推計値

(単位：t)

年度	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29
粗大ごみ	3,009	3,001	2,992	2,982	2,973	2,964	2,955	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小型不燃ごみ	1,039	1,032	1,024	1,016	1,009	1,002	995	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かん・びん	2,111	2,098	2,083	2,069	2,056	2,044	2,032	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙・布	58	58	58	57	57	56	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表7 し尿処理施設の処理対象物の将来推計値

(単位：kL)

年度	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29
し尿	-	-	-	407	809	803	795	785	774	758	742	723	702	675	651	622	614	606	597	589	581	573	565	279
浄化槽汚泥	-	-	-	1,196	2,391	2,391	2,391	2,391	2,391	2,391	2,391	2,391	2,391	2,391	2,391	2,391	2,391	2,391	2,391	2,391	2,391	2,391	2,391	1,196
濃縮汚泥	-	-	-	300	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	300

ウ 保険

本施設の建設に伴い第三者等に損害を及ぼした場合に備え、建設企業は組立保険、建設工事保険、第三者賠償保険等に参加することとする。

同様に、本施設の運営に伴い第三者等に損害を及ぼした場合に備え、SPCは、第三者賠償保険等に参加することとする。また、火災保険についても加入することとする。

なお、本市は、本施設の所有者として、本施設に係る建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に参加する。

(5) リスク管理の方針

ア 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担は、特定事業契約に定めるものとする。

ウ 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する整備及び運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、別紙2に示す。

Ⅶ 落札者決定後の手続

(1) 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、基本協定書（案）に基づき基本協定を本市と締結しなければならない。

(2) S P C の設立

落札者の構成員は、基本協定締結後速やかに、会社法に定める株式会社として S P C を宝塚市内に設立し、S P C にかかる商業登記簿謄本を本市に提出しなければならない。

当該 S P C に出資する者は、特定事業契約が終了するまで、S P C の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 契約保証金

ア 設計・建設期間

建設事業者は本市に対して、請負代金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付するものとする。

契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、工事請負仮契約書（案）による。

イ 運営期間

S P C は本市に対して、委託料（年間）の 100 分の 10 以上の契約保証金を、各事業年度の開始日までに納付するものとする。

契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、運営委託仮契約書（案）による。

(4) 特定事業契約の締結等

ア 特定事業契約の締結

本市は、工事請負契約に関する議案を令和 4 年 9 月（予定）の本市議会に提出する予定である。

イ 契約内容

特定事業契約書において、特定事業契約を締結する落札者が遂行すべき業務内容、当該業務に係る対価の算出方法、支払方法、損害賠償等を定める。

ウ 特定事業契約書の作成

本市と落札者は、特定事業契約書（案）に基づき、特定事業契約書を作成するものとする。特定事業契約書の作成においては、本市と落札者との間で協議を行うものとする。

エ 契約書の作成費用

特定事業契約書の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代その他契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

Ⅷ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本市は、P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置の支援を予定していない。

(2) その他の支援

国等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を事業者が受けられる場合、本市は、受けることができるよう努める。

Ⅸ その他

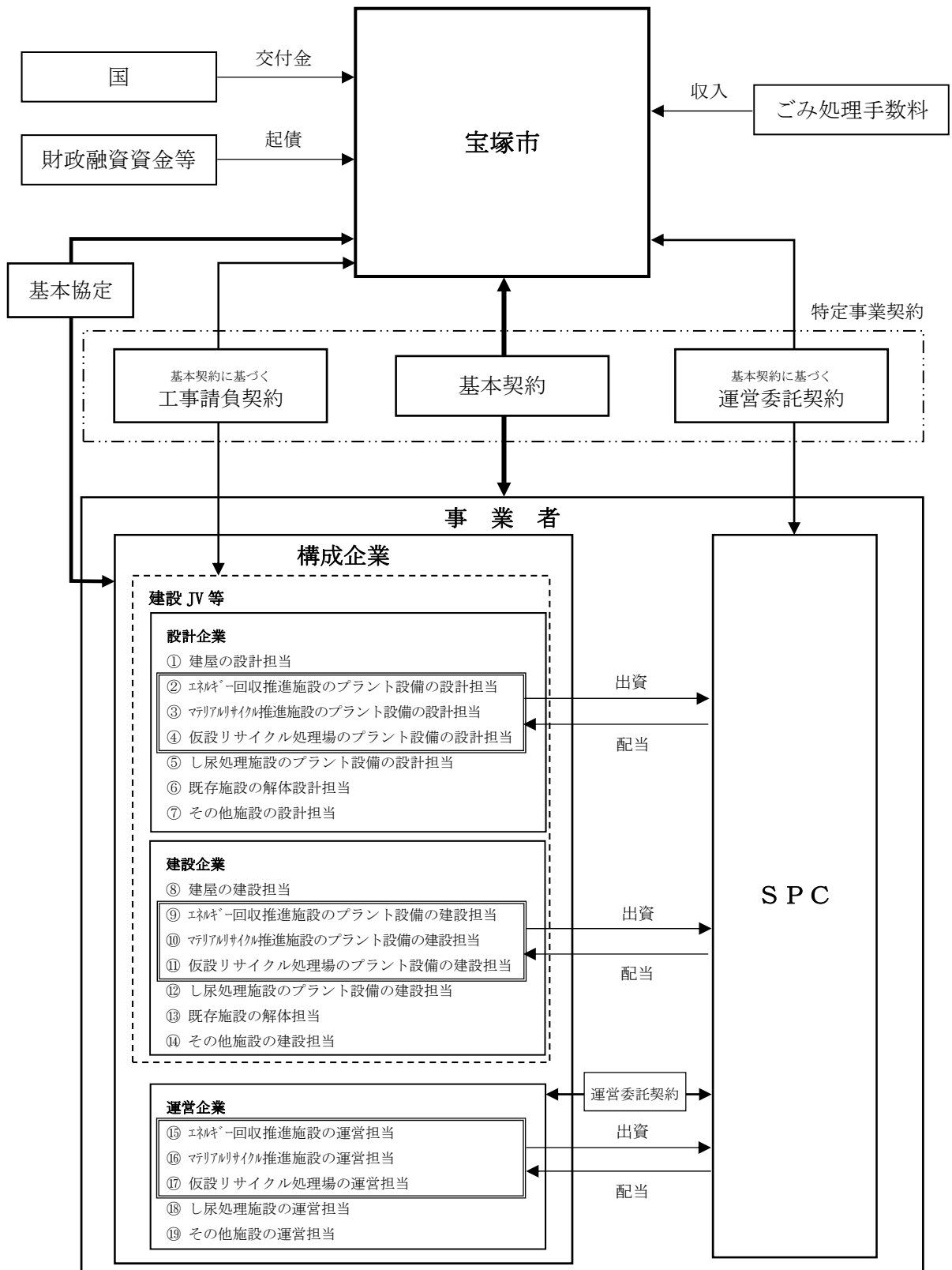
1 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページにおいて行う。

2 担当事務局

宝塚市 環境部 クリーンセンター 施設建設課
〒665-0827
兵庫県宝塚市小浜1丁目2番15号
電 話 0797-84-6363
F A X 0797-81-1941
E-mail m-takarazuka0285@city.takarazuka.lg.jp

別紙 1 事業スキーム図



※ 上図では、構成企業のうち二重線で囲われた企業がSPCの構成員であり、SPCへの出資を求めることとしている。それ以外の企業については、SPCへの出資を求めない協力企業としている。

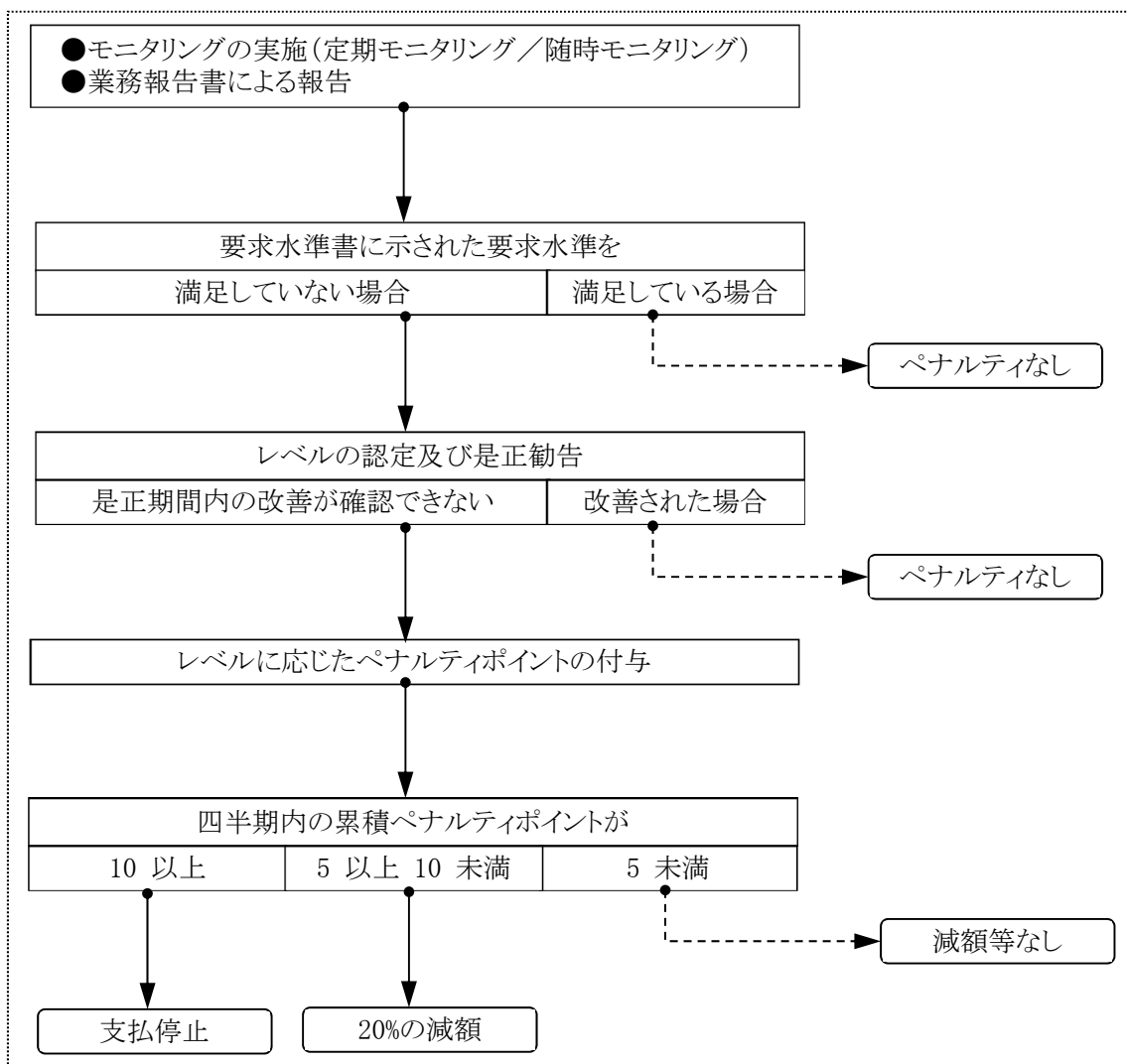
別紙2 モニタリングの手順及び委託料の減額方法

1 モニタリングの目的

モニタリングについては、SPCにおける自己監査（セルフモニタリング）及び自律的改善が十分に機能するように措置すべきことを前提として、次のとおり行う。

また、モニタリングは、委託料の減額を目的とするものではなく、本市とSPCとの対話を通じて、本施設の状態を良好に保ち、廃棄物の適正な処理が実現できることを目的に実施するものである。

本市及びSPCは、上記目的を達成するため、相互に協力してモニタリングを実施するものである。その結果、SPCの業務内容が基本契約書、運営委託契約書、要求水準書及び提案書等に表示される運営に関する内容を満足していないと本市が判断した場合、次のフローに示す手続により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。



2 委託料の減額等の方法

(1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、各四半期において本市が支払う委託料とする。

(2) 減額等の措置を講じる事態

S P Cの責任により、基本契約書、運営委託契約書、要求水準書及び提案書等に示される運営に関する内容を履行していないことにより、次に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される事態
レベル2	是正しなければ、運営に重大な影響を及ぼすことが想定される事態 (是正しなければ、ごみ収集又は焼却を停止する可能性がある事態)

(3) 減額等の決定過程

- ア レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、本市は、その程度、緊急度等を勘案し、S P Cに相当な是正期間を提示する。
- イ S P Cは、本市の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、本市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。
- ウ 本市及びS P Cは、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

(4) 委託料の減額の金額算定方法

ア ある四半期の累積ペナルティポイントが次に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日における委託料について、次に規定される減額等の措置が実施されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
5 未満	減額等の措置なし
5 以上 10 未満	20%の減額
10 以上	支払停止

イ 上記アに従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、四半期毎になされるものとし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期においては、再び0から加算されるものとする。

(5) 契約の解除

累積ペナルティポイントが10以上の場合、支払停止とする。また、翌期の委託料の支払期間における累積ペナルティポイントが5以上であれば、契約を解除することができる。